

平成 21 年度環境省税制改正要望の概要

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制のグリーン化

（1）環境税を含めた税制全般の横断的見直し（環境税、道路特定財源等）

ア 環境税については、炭素排出に価格を付け、CO₂に着目した課税とすることが効果的であるとの基本的考え方の下、これまで新税としての炭素税の創設を要望してきた。今般、「低炭素社会づくり行動計画」（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）等において、「道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進める」とされたところであり、既存エネルギー関係諸税との関係や諸外国における取組の現状等を踏まえて、さらに、総合的な検討を進め、必要な措置を講ずる。

イ 道路特定財源については、「暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み等を踏まえて今年の税制抜本改革時に検討する」旨が「道路特定財源等に関する基本方針」（平成 20 年 5 月 13 日閣議決定）に盛り込まれている。この基本方針に沿って、課税によりCO₂排出抑制に取り組む国際的な動向等を踏まえて、全体として少なくとも現行の水準を引き下げないこととするなど、低炭素化促進の観点から検討を行う。

ウ 個別税制のグリーン化については、下記（2）以下のとおり進める。

（2）自動車の低公害化、低燃費化の推進

① 低公害車の取得に係る税率の軽減措置【延長】（自動車取得税）

低公害車の取得に係る自動車取得税の軽減措置について、所要の見直しを行い、2年間延長。

【現行措置】

<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む。） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 3.5t 以下：☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量 3.5t 超：重量車☆（NO_x）に限る。 ○ハイブリッド自動車（バス・トラック） <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量 3.5t 以下：☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。 ・車両総重量 3.5t 超：重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る。 	2.7%軽減
<ul style="list-style-type: none"> ○ハイブリッド自動車（乗用車） <ul style="list-style-type: none"> ☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。 	1.8%軽減

- ・☆☆☆☆：平成17年基準値よりも排出ガスを75%以上低減させた自動車
- ・重量車☆(NO_x(又はPM))：平成17年基準値よりもNO_x（又はPM）を10%以上低減させた自動車
- ・燃費基準+20%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも20%以上燃費性能を向上させた自動車
- ・重量車燃費基準達成車：省エネ法に基づくディーゼルバス・トラック等に係る燃費基準達成車

② 自動車 NOx・PM 法に基づく排出基準適合車に係る税率の軽減措置【延長・拡充】（自動車取得税）

自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域内において、同法の窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出基準適合車へ買い替える場合に、平成 17 年規制（自動車排出ガス新長期規制）適合車の自動車取得税の税率を 1.2%軽減する措置を 2 年間延長するとともに、平成 21 年規制及び平成 22 年規制（ポスト新長期規制）適合車を対象に追加の上、自動車取得税の税率を 2.1%軽減。

③ 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置【延長・拡充】（固定資産税）

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車）の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準を 3 年間 3 分の 2 とする措置を 2 年間延長するとともに、取得価額に関する要件を引下げ。

（3）自動車関係諸税の見直しによる低炭素車の普及拡大【新規】（自動車税、軽自動車税、自動車重量税、自動車取得税）

取得、保有の段階の自動車関係諸税についても、様々な観点からその在り方の総合的検討が行われるが、グリーン化をさらに進める観点からも、例えば CO₂ 排出量を課税基準に組み込むこと、特例措置を設ける際に CO₂ 排出量に応じた仕組みを組み込むこと等幅広く検討し、低炭素車への買替えを促進するために必要な税制上の措置を講ずる。

（4）省エネ家電の普及促進のための税制【新規】（所得税）

省エネ家電を普及促進するための税制について幅広く検討し、必要な税制上の措置を講ずる。

（5）省エネ住宅促進税制【延長・新規】（所得税）

- ア 既存住宅の省エネ改修に係る所得税（ローン減税）の軽減措置を延長する。
- イ 既存住宅の省エネ改修に係る所得税の税額控除の措置を講ずる。
- ウ 省エネ基準を満たす新築住宅に係る所得税（ローン減税）の軽減措置を講ずる。

（6）新エネ設備促進税制【新規】（所得税）

- ア 省エネ基準を満たす新築住宅に対し、太陽光発電設備等を設置する場合、所得税（ローン減税）について、（5）のウの措置に加え、所得税（ローン減税）のさらなる軽減措置を講ずる。
- イ 住宅に対し新エネ設備（太陽光発電設備等）を設置する場合、所得税の税額控除の措置を講ずる。（アの措置の対象となるものを除く。）

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置【延長】（不動産取得税・固定資産税・都市計画税）

PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る以下の特例措置を2年間延長。

- ア 不動産取得税：課税標準 1 / 2
- イ 固定資産税：家屋の課税標準 1 / 2、償却資産の課税標準 1 / 4
- ウ 都市計画税：課税標準 1 / 2

(2) PCB 廃棄物処理事業に係る税制上の特例措置【延長】（不動産取得税）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、全国のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を平成28年7月を期限として処理するために設立された日本環境安全事業株式会社が、PCB廃棄物処理の用に供する不動産を取得した場合に係る不動産取得税の非課税措置を5年間延長。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用設備に係る税制優遇【延長】（所得税・法人税）

VOC 排出抑制設備に係る特別償却制度（初年度 14 / 100）について、所要の見直しを行い、適用期限を延長。

4 自然保全の推進

(1) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置の延長及び特別償却制度の創設【延長・新規】（固定資産税・所得税・法人税）

以下の固定資産税に係る特例措置を2年間延長。

- ア ・緑化重点地区内の認定緑化施設（建築物の敷地面積が 500 m²以上）
 - ・緑化地域等内の認定緑化施設（300 m²以上）〈緑化義務のない建築物に設ける場合〉
課税標準 5年間 1 / 2
 - イ 緑化地域等内の認定緑化施設（300 m²以上）〈緑化義務のある建築物に設ける場合〉
課税標準 5年間 1 / 3
- また、以下の所得税・法人税に係る特例措置を創設する。
- ウ 緑化地域等又は緑化重点地区内の認定緑化施設
特別償却制度（初年度 14 / 100）

5 森林関連税制

(1) 植林費の損金算入の特例措置【延長】（法人税・法人住民税）

森林施業計画に基づき、造林するための植林費は、その100分の35に相当する金額まで損金に算入できる特例措置を2年間延長。

(2) 山林所得に係る森林計画特別控除措置【延長】（所得税・個人住民税）

森林施業計画に基づいて、山林の伐採又は譲渡をした場合にその20%相当額を所得から控除することができる特例措置を2年間延長。

(3) 林業経営の継続を確保するための税制上の特例措置【新規】（相続税）

林業経営の改善に取り組む被相続人から、相続又は遺贈により、山林を取得した後継者が林業経営を改善しこれを継続する場合の当該山林に係る相続税の軽減措置を講ずる。

(4) 木材利用を推進するための税制上の特例措置【新規】（所得税）

住宅資材などについて、一定の要件を満たす木材利用をした場合に、所得税の税額控除の措置を講ずる。

6 その他

(1) 環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置【新規】（相続税、固定資産税、都市計画税）

環境教育・環境保全活動の拠点として、一定規模以上の土地・建物について地方公共団体又は国から認定を受けた場合等について、当該土地・建物に係る相続税、固定資産税及び都市計画税の軽減措置を講じる。